

特 定 調 達 公 告

〔 この特定調達公告に掲載される入札公告等は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。 〕

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 8 年 9 月 4 日

千葉県企業局長 横 山 尚 典

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

次期設計積算システム開発・移行業務及び運用業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び要求水準書等による。

(3) 履行期間 契約日の翌日から令和 1 5 年 3 月 3 1 日まで（開発・移行業務は契約日の翌日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで、運用業務は令和 1 0 年 4 月 1 日から令和 1 5 年 3 月 3 1 日までとする。）

(4) 履行場所 千葉県企業局長が指定する場所

(5) 入札方法 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 1 0 の 2 に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札書等（入札書及び提案に係る性能、機能、技術等に関する書類（以下「業務提案書」という。）をいう。以下同じ。）を提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 予定価格 6 8 8 , 5 7 8 , 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登載されている者のうち、委託において A の等級に格付けされている者であること。

(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。

(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和57年12月1日制定)に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。

(5) (1) から (4) までに掲げるもののほか、入札説明書に定める入札参加資格要件を満たすものであること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒260-8614 千葉市中央区中央四丁目13番23号

千葉県企業局管理部経理課契約班 電話043(307)3596

(2) 入札説明書の交付期間 令和8年9月4日から10月2日まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(3) 入札書の提出期限 令和8年10月22日午後5時

(4) 開札の日時及び場所 令和8年10月23日午前9時 千葉県企業局庁舎入札室

4 落札者の決定方法 この公告に示した委託契約を履行できると千葉県企業局長が判断した入札者であって、総合評価の方法によって得られた総合評価点の最も高いもの(以下「最高評価値者」という。)を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とすることがある。

5 低入札価格調査制度及び調査基準価格

(1) この入札は、別に定める「千葉県企業局委託業務低入札価格調査実施要領」に基づき実施する。

(2) 調査基準価格は、予定価格に100分の70を乗じて得た額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

6 低入札価格調査

(1) 最高評価値者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留とし、調査を実施した上で、後日落札者を決定する。入札者には当該決定内容を通知する。

(2) 最高評価値者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも

落札者とならないことがある。

(3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者のうち、落札者に必要な条件を満たし、かつ、調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち総合評価点の最も高い者に比して総合評価点が同等以上である者（以下「低価格入札者」という。）は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。なお、最高評価値者でなくても事情聴取を実施する場合があります、事情聴取に協力しない者のした入札は無効とする。

(4) 低価格入札者は、低入札価格調査の実施者（以下「実施者」という。）から指示があった日までに、実施者から指示された書類を作成し提出しなければならない。なお、最高評価値者でなくても提出しなければならず、期限までに提出しない者のした入札は無効とする。

(5) 落札となるべき入札がないときは、別に入札日を定め再度入札を実施する。

(6) 低入札価格調査を受けた者との契約については、別に定める「低入札価格調査を経て契約する場合の特約条項」を契約書に添付することとする。

7 落札者の決定基準

(1) 審査項目及び配点

区分	審査項目	配点	
入札書	入札価格に関する事項	100点	
業務提案書	システム更新の目的・方針	2点	100点
	全体スケジュール	4点	
	情報システムの要件	12点	
	規模・性能要件	12点	
	非機能要件	18点	
	システム稼働環境要件	14点	
	テスト要件	4点	
	移行要件	6点	
	運用支援要件	14点	
	作業の体制及び方法	6点	
	サービスレベルに関する要件	6点	
	その他事項	2点	

(2) 審査項目の評価方法

ア 入札書の評価（入札価格点）は、入札金額が最も低いものを満点とし、最低入札価格と入札価格の割合に基づき算出した点数とする（小数第3位を四捨五入）。

イ 業務提案書の評価（加点審査点）は、詳細審査項目ごとに各配点内において絶対評価する。なお、詳細審査項目は、入札説明書による。

ウ 総合評価点は、入札価格点と加点審査点とを合計した点数とする。

8 その他

（１）契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

（２）入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 千葉県企業局財務規程（昭和３９年千葉県水道局管理規程第６号。以下「財務規程」という。）第１４５条の規定によるものとする。

（３）入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県企業局長から（４）により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（４）入札参加資格の確認 この一般競争入札に参加を希望する者は、３（１）に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。

（ア）提出期限 令和８年１０月２日午後５時

（イ）提出場所 ３（１）に示す場所

（５）入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。

（６）契約書の作成の要否 要

（７）契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたときであっても、３年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。

（８）その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

（１）Nature and quantity of the services to be required: Contract for Development, Migration, and Operational Services for the Next-Generation Cost Estimation System

（２）Time limit for tender: 5:00 P.M., 22 October, 2026

（３）Contact point for the notice: Accounting Division, Administration Department, Chiba Prefectural Public Enterprises Bureau, 4-13-23 Chuo,

Chuo-ku, Chiba City, Chiba Prefecture, 260-8614 Japan TEL 043-307-3596